

大阪府地域防災計画（基本対策編） 修正案（新旧対照表）

付編 1
東海地震の警戒宣言に伴う対応

府地域防災計画（平成 29 年 3 月）	今回修正
<p>第 1 章 総 則 (略)</p>	<p>第 1 章 総 則 (略)</p>
<p>第 2 章 東海地震注意情報発表時の措置 (略)</p>	<p>第 2 章 東海地震注意情報発表時の措置 (略)</p>
<p>第 3 章 警戒宣言が発せられた時の対応措置</p> <p>防災関係機関は、警戒宣言が発せられたときの社会的混乱の防止対策及び東海地震が発生したときの被害を最小限にするために講ずべき事前の対策を進めるものとする。</p> <p>第 1 東海地震予知情報等の伝達 ～ 第 2 警戒態勢の確立 (略)</p> <p>第 3 住民等に対する広報</p> <p>防災関係機関は、警戒宣言が発せられたときは、住民等に対し、混乱防止のための広報を行う。</p> <p>1 広報の内容</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 警戒宣言等の内容とそれによってとられる措置 (2) 出火防止、危険防止、発災時の対応等、家庭及び職場において自らとるべき防災への備え (3) 自主防災組織の防災体制準備の呼びかけ (4) 流言防止への配慮 (5) 避難行動要支援者への支援の呼びかけ (6) 防災関係機関が行う防災活動への協力 等 <p>2 広報の手段</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 防災関係機関は、報道機関と連携して広報を行う。 (2) 市町村は、<u>防災行政無線</u>、広報車等を活用し、自主防災組織等の住民組織とも連携して広報を行う。 (3) 広報にあたっては、避難行動要支援者に配慮する。 	<p>第 3 章 警戒宣言が発せられた時の対応措置</p> <p>防災関係機関は、警戒宣言が発せられたときの社会的混乱の防止対策及び東海地震が発生したときの被害を最小限にするために講ずべき事前の対策を進めるものとする。</p> <p>第 1 東海地震予知情報等の伝達 ～ 第 2 警戒態勢の確立 (略)</p> <p>第 3 住民等に対する広報</p> <p>防災関係機関は、警戒宣言が発せられたときは、住民等に対し、混乱防止のための広報を行う。</p> <p>1 広報の内容</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 警戒宣言等の内容とそれによってとられる措置 (2) 出火防止、危険防止、発災時の対応等、家庭及び職場において自らとるべき防災への備え (3) 自主防災組織の防災体制準備の呼びかけ (4) 流言防止への配慮 (5) 避難行動要支援者への支援の呼びかけ (6) 防災関係機関が行う防災活動への協力 等 <p>2 広報の手段</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 防災関係機関は、報道機関と連携して広報を行う。 (2) 市町村は、防災行政無線 <u>(戸別受信機を含む。)</u>、広報車等を活用し、自主防災組織等の住民組織とも連携して広報を行う。 (3) 広報にあたっては、避難行動要支援者に配慮する。

大阪府地域防災計画（基本対策編） 修正案（新旧対照表）

付編2

南海トラフ地震防災対策推進計画

府地域防災計画（平成29年3月）	今回修正
<p>第1章 総則 (略)</p> <p>第2章 地震発生時の応急対策等 (略)</p> <p>第3章 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項 (略)</p> <p>第4章 防災訓練、地震防災上必要な教育及び広報に関する事項 (略)</p> <p>第5章 地震・津波防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項 (略)</p>	<p>第1章 総則 (略)</p> <p>第2章 地震発生時の応急対策等 (略)</p> <p>第3章 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項 (略)</p> <p>第4章 防災訓練、地震防災上必要な教育及び広報に関する事項 (略)</p> <p>第5章 地震・津波防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項 (略)</p>

大阪府地域防災計画（基本対策編） 修正案（新旧対照表）

府地域防災計画（平成 29 年 3 月）	今回修正
<p>この編は、第 1 節から第 7 節までの事故等災害に限定した災害応急対策を定める。なお、記載事項以外の対応やその他の都市圏特有の事故についても、防災関係機関は、災害の態様に応じ、「災害応急対策」を準用し、相互に連携し、被害情報の収集・連絡、避難誘導、災害広報、消火・救急・救助、医療救護活動、被害の拡大防止対策、広域応援等の応急対策を講ずる。</p> <p>第 1 節 海上災害応急対策 (略)</p>	<p>この編は、第 1 節から第 7 節までの事故等災害に限定した災害応急対策を定める。なお、記載事項以外の対応やその他の都市圏特有の事故についても、防災関係機関は、災害の態様に応じ、「災害応急対策」を準用し、相互に連携し、被害情報の収集・連絡、避難誘導、災害広報、消火・救急・救助、医療救護活動、被害の拡大防止対策、広域応援等の応急対策を講ずる。</p> <p>第 1 節 海上災害応急対策 (略)</p>
<p>第 2 節 航空災害応急対策 (略)</p>	<p>第 2 節 航空災害応急対策 (略)</p>
<p>第 3 節 鉄道災害応急対策 (略)</p>	<p>第 3 節 鉄道災害応急対策 (略)</p>
<p>第 4 節 道路災害応急対策 (略)</p>	<p>第 4 節 道路災害応急対策 (略)</p>
<p>第 5 節 危険物等災害応急対策 (略)</p>	<p>第 5 節 危険物等災害応急対策 (略)</p>
<p>第 6 節 高層建築物、地下街、市街地災害応急対策</p> <p>高層建築物等の災害に対処するため、関係機関は、それぞれの態様に応じた防災に関する計画に基づき、次の各種対策を実施する。 なお、府は、具体的な災害応急対策の実施に際しては、「大阪府災害等応急対策実施要領」の定めるところによる。</p> <p>第 1 府の組織動員 ～ 第 2 通報連絡体制 (略)</p> <p>第 3 火災の警戒</p> <p>1 火災気象通報 ～ 3 火の使用制限 (略)</p>	<p>第 6 節 高層建築物、地下街、市街地災害応急対策</p> <p>高層建築物等の災害に対処するため、関係機関は、それぞれの態様に応じた防災に関する計画に基づき、次の各種対策を実施する。 なお、府は、具体的な災害応急対策の実施に際しては、「大阪府災害等応急対策実施要領」の定めるところによる。</p> <p>第 1 府の組織動員 ～ 第 2 通報連絡体制 (略)</p> <p>第 3 火災の警戒</p> <p>1 火災気象通報 ～ 3 火の使用制限 (略)</p>

大阪府地域防災計画（基本対策編） 修正案（新旧対照表）

<p>4 住民への周知 市町村は、市町村防災行政無線、広報車、警鐘、航空機等を利用し、又は状況に応じて自主防災組織等の住民組織と連携して、住民に警報を周知する。周知にあたっては、避難行動要支援者に配慮する。</p> <p>第4 市町村 ～ 第7 高層建築物、地下街の管理者等 (略)</p>	<p>4 住民への周知 市町村は、市町村防災行政無線（<u>戸別受信機を含む。</u>）、広報車、警鐘、航空機等を利用し、又は状況に応じて自主防災組織等の住民組織と連携して、住民に警報を周知する。周知にあたっては、避難行動要支援者に配慮する。</p> <p>第4 市町村 ～ 第7 高層建築物、地下街の管理者等 (略)</p>
<p>第7節 林野火災応急対策</p> <p>市町村をはじめとする防災関係機関は、林野において火災が発生するおそれがある場合は、火災警戒活動を実施する。大規模な林野における火災が発生した場合には、相互に連携を図りつつ、迅速かつ的確に消火活動等を実施するものとする。また、関係機関は、迅速かつ組織的に対処し人家被害、森林資源の焼失等の軽減を図る。</p> <p>なお、府は、具体的な災害応急対策の実施に際しては、「大阪府災害等応急対策実施要領」の定めるところによる。</p> <p>第1 府の組織動員 ～ 第4 火災通報等 (略)</p> <p>第5 火災の警戒</p> <p>1 火災気象通報 ～ 3 火の使用制限 (略)</p> <p>4 住民への周知 市町村は、市町村防災行政無線、広報車、警鐘、航空機等を利用し、又は状況に応じて自主防災組織等の住民組織と連携して、住民に警報を周知する。周知にあたっては、避難行動要支援者に配慮する。</p>	<p>第7節 林野火災応急対策</p> <p>市町村をはじめとする防災関係機関は、林野において火災が発生するおそれがある場合は、火災警戒活動を実施する。大規模な林野における火災が発生した場合には、相互に連携を図りつつ、迅速かつ的確に消火活動等を実施するものとする。また、関係機関は、迅速かつ組織的に対処し人家被害、森林資源の焼失等の軽減を図る。</p> <p>なお、府は、具体的な災害応急対策の実施に際しては、「大阪府災害等応急対策実施要領」の定めるところによる。</p> <p>第1 府の組織動員 ～第4 火災通報等 (略)</p> <p>第5 火災の警戒</p> <p>1 火災気象通報 ～ 3 火の使用制限 (略)</p> <p>4 住民への周知 市町村は、市町村防災行政無線（<u>戸別受信機を含む。</u>）、広報車、警鐘、航空機等を利用し、又は状況に応じて自主防災組織等の住民組織と連携して、住民に警報を周知する。周知にあたっては、避難行動要支援者に配慮する。</p>